

平成28年12月26日
農林水産省

1. お客様への対応

- 各競馬主催者は、本人や家族等からのギャンブル等依存症に関する相談に対し、お客様相談窓口を通じて対応。
- お客様相談窓口においては、申出のあった本人や家族との面談や、要望があれば専門的診療を行っている病院の情報提供を行うなど必要な対応を実施。

2. 競馬の広告規制

社会への影響の大きい広告宣伝については、民間放送局などのメディア側に厳しい審査基準が設けられており、例えば『勝った、儲かった』など勝馬投票券の購入意欲を刺激するような表現などは、テレビCM等で使用できないよう厳しく規制。

※ギャンブル等依存症への直接的な取組ではないものの、下記の措置を実施。

3. 競馬の開催規制

競馬法第3条等に基づき、年間開催日数や競走数を制限。特に中央競馬の開催については、原則土曜日・日曜日の開催に限定。

4. 勝馬投票券の購入規制

- 未成年者については、競馬法第28条に基づき、勝馬投票券の購入を禁止。
- 競馬場及び場外発売所において、投票所付近に整理員を配置するとともに、場内の巡回を行い年齢確認を実施。
- インターネット投票においては、インターネット会員への加入時に身分証明書等での年齢の確認を実施。